

福井県児童福祉法第19条の3第1項に規定する
指定医の指定に係る事務取扱要領

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定については、法および法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「国規則」という。）に定めるところによるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

第1 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていることおよびその疾病の状態が同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とする。
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査および研究に協力し、当該調査および研究に資する情報の提供を行うこととする。

第2 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断または治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であつて、次のいずれかに該当、かつ、第1の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。
 - ① 別表の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。
 - ② 県が行う研修（小児慢性特定疾病の診断または治療に関する一般的知識および専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。
- 2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとする。
 - (1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断または治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいう。

- (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとする。
- ① 主として患者の診断または治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断または治療を全く行っていない期間を除く。
 - ② 1 のとおり、臨床研修を受けている期間を含む。
 - ③ 診断または治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断または治療を行った期間など、患者の診断または治療に係る業務等に従事した期間については、これを含む。
- 3 1 の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書（様式第1号）の記載内容等を参考に判断する。
- なお、実務経験および1の①または②の要件を満たしていれば小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断することとする。
- 4 1 の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、県が行うこととし、必要に応じて、小児慢性特定疾病に係る専門的な知識の提供等を行うことができる医師会等に当該研修を委託できることとする。また、その内容は、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる事項について行う。
- ① 小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。
 - ② 小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。
 - ③ 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。
 - ④ 小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。
 - ⑤ 必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できない場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
 - ⑥ 小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
 - ⑦ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについ

て理解する内容とする。

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

(1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書」(様式第1号)に、次の①～③に掲げる書類を添付して、勤務地(当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。)の県に提出すること。ただし、①～③に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を行わなくともよいこととする。

また、複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出が必要であること。

なお、指定申請書兼経歴書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関については、すべて記載すること。

- ① 医師免許証の写し
- ② 専門医に認定されていることを証明する書面または小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ③ ①または②の書類が交付された後に氏名を変更した場合は、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

2 指定申請書兼経歴書に記載された個人情報については、小慢指定医の指定や規則第7条の17に規定する公表など、小慢指定医制度の運用のためにのみ利用する。

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

(1) 県は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書(新規・更新)」(様式第2号)を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項(④を除く。)について公表すること。

- ① 医師氏名
- ② 診療に従事する医療機関の名称および所在地
- ③ 診療に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日および指定有効期間

(2) 指定通知書の記載事項については、以下の①～②のとおりとする。

- ① 指定通知書に、次のとおり、都道府県番号2桁(福井県：18)、

当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号（福井県：1）と県が定める任意の番号（管理用番号：1～99999）を組み合わせることで6桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認できるようにする。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2桁

2桁

1桁

5桁

都道府県番号

指定医区分

都道府県等別番号

各都道府県等が定める任意の番号

- ② 小慢指定医の指定の有効期間は、5年以内とする。
- (3) 県は、指定をした指定医の名簿等を作成し管理する。
- (4) 小慢指定医の指定を受けた医師は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意するものとする。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとなる。
- (5) 小慢指定医が指定通知書を紛失またはき損したときは、その旨（き損のときは当該指定通知書を添付）を県に届け出ること。

2 小慢指定医の指定の申請の却下

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、国規則第7条の10に規定する要件（第2の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しない。
 また、県は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、国規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第2の1①または②）を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができる。
- (2) 県は、国規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができる。
- (3) 県は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請を行った医師に交付する。

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変

更のあった事項およびその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」(様式第3号)に指定通知書を添えて、県に届け出るものとする。

県は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付する。(様式第2号)

①氏名

②居住地

③連絡先

④医籍の登録番号および登録年月日

⑤担当する診療科名

⑥医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称および所在地

(2) 県は、(1)の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表する。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表することとする。

第6 小慢指定医の指定の更新

1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」(様式第4号)により、更新の申請を行うこと。

2 県は、申請者から指定医更新申請書の提出があった場合には、第4の1および3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書(新規・更新)」(様式第2号)または指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付する。

3 第2の1の①の要件(専門医要件)で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてよいこととする。

第7 小慢指定医の指定の辞退等

1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、県に、「辞退届」(様式第5号)により届け出ること。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があることとする。

2 1により、辞退の届出があったときは、県は、その旨を公表する。

第8 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不相当と認められるときは、県はその指定を取り消すことができるものとする。

なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、または期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不相当と認められるとき」に該当するものとして取り扱うこととする。

- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を県に返納するものとする。
- 3 県は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表する。
- 4 県は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、医療意見書の作成に係る診断等が適切に行われているかについて確認を行い、必要に応じて小慢指定医育成研修を改めて受講させるなど十分な指導等を行うこととする。

第9 その他

本事務取扱要領に係る各種様式の例は別紙様式のとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月18日から施行する。
- 2 第3の1にある「指定の申請の手続」については、平成26年中に申請のあったもので別紙様式第1号の項目を満たす場合は、任意様式でも申請を受理するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年 5月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年 1月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

別表

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
小児循環器専門医	
小児神経専門医	
小児血液・がん専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医
	消化器内視鏡専門医